

審議会（第8回）事後質問について

1 事後質問について

審議会（第8回）後に改めて期間を設け、後期基本計画（素案）について、委員の皆様より御意見をお伺いします。

2 質問期限

令和2年10月20日（火）午後5時まで

3 質問票の提出について

後期基本計画（素案）について、質問や意見等がございましたら、別紙の様式「事後質問票」に記入し、期限までに事務局へ御提出ください。

- (1) 提出方法 郵送、F a x、電子メールまたは直接持参のいずれか
- (2) 提出先 事務局 政策企画課
- (3) その他 必要事項（質問・意見等）が記載されていれば、別紙の様式を使用しなくても結構です。

※御提出いただいた御意見のほか、審議会（第8回）の当日にいただいた御意見を踏まえ、素案を修正します。修正した素案は審議会の委員の皆様に改めて御確認いただくとともに、最終的には、会長との協議により修正素案を決定し、パブリック・コメントを実施してまいります。